

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○小倉主査 これにて大西宏幸君の質疑は終了いたしました。

次に、尾辻かな子君。

○尾辻分科員 おはようございます。立国社の尾辻かな子です。

総務省の皆さんに質問するのは初めてになります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、時間も限られておりますので、早速質問に入ってまいりたいと思います。

まず一つ目は、今、新型コロナウイルスの事について、まず一問お聞きしたいと思

います。この新型コロナウイルス対策のなめは、何と比べても、もちろん厚労省は大事ですけども、やはり地域の自治体や保健所、こういうところが本当に大事になってきます。特に今、かなりテレビや新聞報道がありまして、皆さん不安になっていらつしやる。そういう方々は保健所などに電話相談をされていて、保健師が非常にハードワーク

になっていくというふうにも聞いております。

まず、高市大臣の方から、自治体における新型コロナウイルス対策、これは本当に十分になっていくのかどうか、多分たくさんお話しされることはあるかと思うんですが、ちよつと時間の関係で簡潔にお願いできたらと思います。

○高市国務大臣 総務省及び消防庁としましては、一月三十日以降、ずっと継続的に、全国の地方公共団体、消防本部に対して必要な情報提供を行っております。また、市区町村長の皆様に対しても住民の皆様への情報提供をお願いしたいということで、政府の方で決まりましたことや、また連絡先ですね、相談センターの電話番号、所在地なども周知してほしいということをお願いをいたしております。

○尾辻分科員 しつかりと、今、本当に国内感染期になるちよつどそのあたりかと思えます。一人一人の皆さんにしつかり情報が届き、そして相談体制、しつかりとついでいただくようにお願いを申し上げます。

やはり最近、災害や、そしてこの感染症対策、非常に自治体では優先順位が高くなつていきます。そのときに、やはり人手不足の問題が聞こえてくるんですね。こういう災害、感染症対策、必要な公務員数をしつかり確保しているということがやはりこれから非常に大事になってくると思っております。指摘をさせていただきたいというふうにあります。

では次に、来年度予算にある地域医療構想の実現を図るための病床ダウンサイジング支援につ

てお聞きをしていきたいと思えます。

予算委員会でも質疑がありました、全額国費負担で八十四億円という非常に異例な状況になっております。そして、これは病床削減や統廃合に伴う財政支援として、一床当たりの病床稼働率に合わせた額を交付するというふうにしておられますけれども、具体的には一体幾らぐらいを想定しているのかということについてお聞かせください。

○八神政府参考人 お答え申し上げます。

まず、これまで地域医療構想の実現に向けた医療機関の施設又は設備の整備を行う際の支援につきまして、地域医療介護総合確保基金の病床機能推進事業というもので対応してまいりました。

これがなかなか、病床の削減等に伴う過剰配置等による職員の処遇ですとか、あるいは医療機関の統合に当たつての残債務の処理などの課題への対応が困難であったということから、今回、地域医療構想を更に進めるために再検証を要請する上で、国としても一定の役割を果たすという観点で、令和二年度予算案に国が全額補助を行う新たな事業としまして、病床のダウンサイズや医療機関の統合を行う際の病床の削減規模に応じた支援、統合に伴って引き継がれる残債務について、新規に融資を受けて返済する場合に発生する利払い費に対する補助ということにしたわけでございます。

○尾辻分科員 それは私もやつたので。

じゃ、一床当たりの病床稼働率に応じた額、実際、詳細はどうなるでしょう、この八十四億円。○八神政府参考人 お答え申し上げます。

今後、地域での議論が進み、具体的なダウンサイジング等の取組を行う医療機関の動きが本格化する予想される中で、実効的な支援を行えるようにということで、現在、調整をしているところでございます。

○尾辻分科員 現時点で、じゃ、具体的な数字が出てこないということでしょうか。

○八神政府参考人 具体的な詳細は今調整をしているところでございます。

○尾辻分科員 地域医療構想実現のためにやっていくというのに、まだ詳細もわからなければ自治体に投げようもないかと思えます。ですので、早急に、どういう中身なのか、金額なのかということと公表していただくように申し上げておきたいというふうに思います。

さらに、今回の新型コロナウイルスを見てもそうなんですけれども、第二種感染症指定医療機関というのは、多くが公立・公的病院なんです。ですから、こういうダウンサイジングが地域の感染症医療の後退にならないのか、これはまた新たな論点になるかと思えますので、軽々に数字ありき、目標ありき、公表の出し方も非常に問題がありましたから、ここは慎重にやっていただくように要請をしておきたいというふうに思います。

次に、同じく、ちよつと会計年度任用職員のこととも少し確認をしておきたいというふうに思います。

今年度予算で会計年度任用職員の施行に伴う措置というのが予算措置されており、その中で、公営企業分は四十八億円というふうにお聞きをし

ております。本当にこの金額で十分なのか、また公立病院にいる非常勤職員などは把握しておられるのか、このことについて確認をしておきたいと思えます。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

公営企業の費用につきましては、基本的には料金収入で賄うことが原則でございます。その中で、会計年度任用職員制度の導入に伴います給与費等の増によりまして、病院や下水道などの事業におきましては、その性質上、一般会計が負担するものとされている経費に係ります繰り出し金の増加が見込まれるところでございます。

このため、各地方公共団体における会計年度任用職員制度の導入に伴います繰り出し金の影響額を全国調査いたしました。その結果に基づいて、地方財政計画の公営企業繰り出し金に四十八億円を計上したものでございまして、必要額を計上していると考えております。

○尾辻分科員 私、これはちよつと必要額は十分じゃないのかなというふうに思うんです。

いろいろな報道からも、会計年度任用職員、一時金を出す分、基本給が下がるとか、病院の赤字、黒字などもありますから、しっかりと処遇改善分、手当をいただきたいということ、これも要望しておきたいと思えます。

次に、きょう、マイナンバーカードのことについてお聞きをしていきたいというふうに思います。

まず、ちよつと大臣に基本的なことをお聞きしたいと思うんですけれども、今の現状のマイナンバーカードの取得率、交付率、どちらから見ても

結構ですけれども、そしてこの取得については基本的に任意であるということですが、この部分、確認をさせていただきます。

○高市国務大臣 マイナンバーカードですが、二月二十日の時点で約千九百五十八万枚、人口の約一五・四％の方に交付されています。

このマイナンバーカードは、番号法第十七条第一項に基づき、住民の申請により交付することとされており、その取得は任意でございます。

○尾辻分科員 その任意であるマイナンバーカードが、国家公務員、地方公務員、教職員などに強制のように強く取得を勧奨しているということが指摘をされております。まず、一体どの範囲までこういう取得勧奨をしているのかということをお聞かせください。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。

公務員の本年度中のマイナンバーカードの取得推進につきましては、昨年六月に閣議決定された経済財政の運営と改革の基本方針二〇一九等に盛り込まれておりまして、令和三年三月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用等を着実に進めるため、政府を挙げて取り組んでいるところでございます。

こうした政府方針を踏まえまして、国家公務員等の共済組合員、被扶養者、地方公務員一般行政部門の共済組合員、被扶養者、公立学校共済組合の組合員、被扶養者、警察共済の組合員、被扶養者に対しまして、各共済組合等を通じ、本年度内のマイナンバーカードの一斉取得を推進している

と承知しております。

○尾辻分科員 かなり幅広い皆さんにこういうふうな取得勸奨をされているわけですけども、その理由が健康保険証のところまで機能がマイナンバーカードに追加されるからということなんですけれども、今、その取得勸奨している書類などを見ると、共済組合の持っている情報を使ってカードの申込書にあらかじめ氏名や住所などが記載されている。また、先ほどおっしゃったように、被扶養者まで勸奨の対象となっているんですね。こういうふうな共済組合が持っている個人情報を使い方は許されるのか。どのような根拠規定をもとに保険者情報を使っているんでしょうか。

○大村政府参考人 お答えいたします。

個人情報保護法によりますれば、共済組合も含めて、個人情報の取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たりましては、その利用目的をできる限り特定しなければならず、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこととされており、

また、一般的に、共済組合におきましては、短期の給付事業を実施するために必要な事務や組合員証の発行などの業務を行うことを個人情報の利用目的の一つとして定めているものと承知をいたしております。

そこで、昨年の健康保険法などの改正によりまして、令和三年三月からマイナンバーカードの健康保険証利用が始まりますので、マイナンバーカードは、共済組合が今申しました短期給付事業を

実施する際の本人確認と医療保険資格確認の重要な手段となることとなります。

したがって、共済組合が加入者である組合員や被扶養者の皆様のマイナンバーカードの取得を支援するために住所、氏名などの個人情報やマイナンバーカードの交付申請書に印字することは、この短期給付事業の実施などに必要な事務として、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内であり、問題はないと考えております。

以上です。

○尾辻分科員 短期給付の決定、支払いのために個人情報利用目的のこれは範囲内であるというふうにおっしゃっておられるわけです。これは本当なのかなと私は疑問に思うわけです。

もう少しちよつと詳しく皆さんが何をされていたのかというのを追っていくと、国家公務員にこのような勸奨の事務連絡を出したのは令和元年七月三十日、地方公務員は六月の二十八日にこういうような事務連絡を出された。まず、これは合っていますか。

○大村政府参考人 地方公務員につきましては、六月二十八日に最初の通知を出させていたいただいております。

○尾辻分科員 国家公務員を答えられる方はいらつしやいますか。

○宇波政府参考人 お答え申し上げます。

国家公務員については、御指摘のとおり、令和元年七月三十日に事務連絡を發出しております。

○尾辻分科員 実は、地方公務員と国家公務員の共済組合法の施行規程の附則、地方公務員の共済

組合施行規則の附則、これを皆さん、変更されております。これがいつかというのは今出ますか。出なければ、私が言います。

○大村政府参考人 済みません、ちよつと通告がなかったもので、ここは確認しておりません。

○尾辻分科員 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令は、去年の九月二十七日に出しております。内容は、組合は当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カードの交付の申請が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。これは九月二十七日です。国家公務員の共済組合法施行規則の一部を改正する省令の改正は、去年の九月六日。

ですから、先ほど御答弁があった、いや、短期給付の決定及び支払いの共済組合の業務の中で適正ですよというならば、なぜ、この事務連絡を出した後に、九月になって、財務省令とか、こういうような細かいところを変えているんでしょうか。今お答えできますか。

○大村政府参考人 申し上げます。

その詳細な省令との関係について今回確認をしてくれていませんが、基本的に、今回の、先ほど申しました健康保険法、そして、あわせて地方公務員共済組合法、国家公務員共済法も改正しておりますけれども、オンライン資格確認ということで、共済組合の受給者の資格を確認する事務として、マイナンバーカードを使って確認するということを原則として規定をいたしております。

そういう意味で、この法は、法の規定によりま

して、こういった共済組合の短期給付の事務として必要であるということを中心に位置づけたところとでございます。

以上でございます。

○尾辻分科員 原則ということは、例外もあるということですから。この議論はちょっと今しませんけれども。

これは私もいろいろ、勧奨するときになぜここまで強くできるのかということ調べていたんですね。皆さんからは全然、だから、こういうような状況で変えていったというのは出てこないわけです。

これは推測ですけれども、結局、去年の七月三十日や六月二十八日に勧奨した、そしたら、勧奨された側から、なぜこういうような使い方ができるんだというふうに聞かれた、それで慌てて、九月二十七日や九月六日にこうやって省令を変えたり施行規程を変えたりしたんじゃないかという、本当にちぐはぐな順番じゃないかと思うんです。

よく読んでみると、実は、この施行規程や施行規則の改定は遡及適用をしているんです。公布日から適用という形で、本来、公布日は五月二十二日ですから、そういう形でこっそり規則を変えて、つじつま合わせをして、私が事前に聞いてもこういうことは出てこないわけで、こういうやり方というのは、私、これは非常に順番的におかしいんじゃないですかということ、まず問題提起をきようはさせていただきたいというふうに思います。どうですか。この順番、おかしくないですか。

○大村政府参考人 お答えします。

御指摘のその省令等の関係について、先ほども申しましたように、事前通告がなかったので詳細は確認してきておりませんが、基本的にそういうつじつま合わせをしたような事実は全くございませんので、私ども、法令の規定に基づいて、個人情報保護法そして共済組合法等の規定に基づいて適切に対応しているものと考えております。

○尾辻分科員 時系列というところいうふうになつていてというのは事実ですので、申し上げておきます。

さらに、国家公務員のことについて聞いていきますけれども、一人一人に交付状況とか申請状況を紙で聞いて、名前を書かせて、交付申請、交付を行わないならその理由、さらに被扶養者にまで交付を申請するのか、交付を行わないならその理由までを聞いている。これはさすがに勧奨という域を超えた、広義の強制的というふうに言わざるを得ないような状況だと思えます。これについてはいかがでしょうか。

○宇波政府参考人 お答え申し上げます。

国家公務員のマイナンバーの取得でございますけれども、これは骨太の方針二〇一九におきまして、令和三年三月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進するとされたところでございます。

御指摘いただきましたアンケート調査につきましては、この閣議決定に基づきまして、国家公務員のマイナンバーカードの取得促進策の一環として、

で、マイナンバーカードの取得について現況をしっかりと確認するとともに、取得の勧奨を効果的に実施していくことを目的として実施したものでございます。強制ではございません。

理由の記述をお願いいたしましたことにつきましても、あくまでもマイナンバーカードの取得促進策を効果的に実施していくための参考とするため、理由の記述をお願いしているものでございます。

○尾辻分科員 いや、所属部局、名前を書かせて、交付申請を行わない場合は理由欄まである。交付申請はオンラインか共済組合の交付申請書か上記以外の方法で行うとか、これを被扶養者にまで聞いているというのは、全くとしてこれは強制的で、今おっしゃったような協力を依頼しているという限度を超えていると思うんです。

逆にお聞きしますけれども、これは任意で、別に返さなくてもその人の不利益には全くならないということでしょうか。

○宇波政府参考人 これは任意でございます。

○尾辻分科員 私が持っているのは十月末時点なのですが、これ以降、同じようにまた、健康保険証として使えるようになるから、同じようなアンケートをする予定はありますか。

○宇波政府参考人 現時点ではございません。

○尾辻分科員 これは、私、やり過ぎだと思えますよ。ですから、こういうやり方は厳に慎んでいただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

さらに、じゃ、総務省さんの方で、どういう形

で、総務省の中の職員さんのマイナンバーカードの取得状況がどういうふうになっているのか。

ちよつと、私、いただいた資料がありまして、総務省さんの中の部局ごと、局ごとに、組合員の人数、マイナンバーカードの取得の保有率、また申請しないという人の数、被扶養者の方の、保有済みとか、申請しないとか、そういうようなことを一覧にして一枚の紙にまとめているものがあるんですね。

これはちよつと、私の聞いた範囲なので事実かどうか確認したいんですけども、こういうのを課の全ての人にメールなどで配られて、共有されているという話を聞いております。これは事実でしょうか。

○横田政府参考人 総務省におきましては、総務省共済組合の組合員とその被扶養者のマイナンバーカードの取得状況について省内で共有をしているという事実はございます。

これは、取得状況につきまして、各局が集まる連絡会議がございます。この場で各局に周知をいたしまして、各局の担当者がその局内の職員に周知しております。

ただ、各局が全員に周知しているかどうかという点につきましては、これは各局の判断にお任せをしております。結果的に見るとまちまちでございます。全職員にメール等で周知している部局もあれば、そうでない部局もあるというのが現状でございます。

○尾辻分科員 このように、局によって、課によって違う、ばらばらですけれども、共有している

ということなんですけれども、こういう表を見せられた人は、何というか、もう任意の枠を超えていると思うんですね。

留意事項にはこう書いてあります。令和元年十二月時点で、五十一部局等中、三十部局等において、マイナンバーカード取得済み又は交付申請済みの職員が一〇〇%を達成している、つまり一〇〇%を達成しているところをわざわざ例示しているわけですね。「一〇〇%に満たない部局においては、①局内連絡会議等を活用した更なる周知・勸奨、②希望者への交付申請書の発行支援などを実施し、本年度中の達成に向けて、なお一層の努力をお願いします。被扶養者の取得率が職員本人と比較して低い状況となっているので、被扶養者の取得勸奨についても一層の努力をお願いいたします。」

つまり、ここで例えば一人だけ申請していない人がいれば、その一人はわかるわけです。扶養者になっても一人だけわかるわけです。そうしたら、これは同調圧力で、おまえ一人がやっていないために一〇〇%にならないじゃないかということがみんなにわかるわけです。

こういうやり方を本当に強制じゃないと言えるのかということなんです。これはいかがでしょうか。

○横田政府参考人 今御指摘のように、取得状況は共有しておりますが、これは、今後、それぞれの部局が取組を推進するに当たって、省内でどうなっているかという状況を参考にさせていただくために行ったものでございます。

これによりまして、お一人お一人、個々の取得

状況が明らかになるものではございませんし、また、カードの取得を強制するものでもございません。あくまで参考としてお知らせするものでございますので、我々としてはそういうふうな形で取り扱っております。

○尾辻分科員 せめて共有状況をもう少し限られた人にするとかしていただかないと、だって、自分だけが申請していないということがわかってしまふ資料になるわけです。ですから、これの共有のあり方をちよつと見直していただかせんか。

○横田政府参考人 先ほど申し上げましたように、各部局とはそういう全体の会議の中で共有をいたしております。各部局は、それぞれの判断において、一定のところまでとどめておるところ、それから全員に周知しているところ、まちまちでございますので、ここはそういうふうな形で、あくまでも強制ではないということ、参考的な情報を提供しているだけだということに我々は考えてございます。

○宇波政府参考人 大変申しわけありません。

先ほどの答弁申し上げましたこと、通告がなかった質問で大変失礼いたしました。修正させていただきます。ただだけばと思えますけれども、今後の調査の予定につきましてはございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、本年度中のマイナンバーの取得を推進するというふうになされておりますので、その取得の状況につきましては定期的に調査をして、取得状況の確認、これはあくまでも勸奨のためでありますけれども、確認する調査を実施する予定でございます。

大変失礼いたしました。申しわけございません。
○尾辻分科員 ということは、先ほどのような、一人一人に名前書いて、部局書いて、交付申請を行わない理由を書かせるのをまだやるということですか。

○宇波政府参考人 お答え申し上げます。

具体的な調査の方法につきましては、所管する内閣官房それから総務省とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

今、具体的にどういう形でやるかということとは決めていないんですけれども、取得の推進をする、勸奨をする、そのために有効な方策をどのようにつくっていくかという観点から今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○尾辻分科員 任意であるという建前と実際にやっている調査が全くとして整合性がとれていない。外形的にはほとんど強制に近いような勸奨がなされているというのは、これは非常に私は問題があるというふうに思いますので、ぜひ、ちよつとやり方を見直していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

次に、マイナンバーカードの発注と在庫状況についてもお聞きをしていきたいと思えます。

いろいろ報道等を見ると、現在までの入札の状況は、二〇一五年度に一千五百万枚の入札を実施して、現在までに約二千九百万枚が発注している。一千二百万枚ほどが余っているけれども、更に五千五百万枚追加入札をしているというふうに報道されています。

何万枚発注して、何枚が使用されて、何万枚残

っているのかということについてお聞きしたいと思います。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

マイナンバーカードにつきましては、カードの発行主体である市町村から委任を受けた地方公共団体情報システム機構が調達を行っておりまして、カードが不足しないよう、毎年度の国の予算を通じて、昨年度までに三千万枚が調達されたところでございます。そして、二千万枚弱が既に発行されているということでございます。

その上で、国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及等を図るべく、令和元年六月のデジタル・ガバメント閣僚会議におきまして、マイナンバーカードの普及についての方針が決定されております。

この方針では、マイナポイントによる消費活性化策、マイナンバーカードの健康保険証利用を始め普及策が盛り込まれておりますが、令和四年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定して、各種取組を進めることとされております。

これに対しまして、マイナンバーカードのもととなるICカードの国内の製造能力には限りがございます。また、発注から納品まで一定の期間を要するというところでございまして、地方公共団体情報システム機構としては、政府方針を踏まえ、今後のマイナンバーカードの需要が急激に増大することとなってもカードの発行に支障が生じることのないよう、このたびの五千五百万枚の調達を

行ったものと承知をしております。

以上でございます。

○尾辻分科員 だから、今、計八千五百万枚あるわけですよ。今、交付枚数は約二千万枚、つまり六千五百万枚も余っている状況なんです。これはちよつと余りに過大な入札じゃないかということを描きしておきたいと思えます。

ちよつと時間が来ましたので、在留カードとマイナンバーの一体化利用についてはまた今度お聞きをしたいと思います。

結局、マイナンバーカードというのが、便利だったらみんな本当はとるわけですよ。にもかかわらず、その便利になるという本当の動機づけがないままに勸奨が行われている。さらにはマイナポイントで、五千円ポイント還元とかで二千億円もこれからお金を使うとか、これはちよつと本末転倒じゃないかというふうに思います。

これから、ちよつとマイナンバーカードのあり方についてはいろいろ、まだまだ聞きたいことがあります。また次回聞かせていただきたいと思えます。

以上で終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○小倉主査 これにて尾辻かな子君の質疑は終了いたしました。